

平成21年5月18日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

厚生年金保険の被保険者原簿と基金の加入員原簿の
記録の整備等に関する事務取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、加入員の皆様の「住所一覧表」のご提出にご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

さて、いわゆる社会保険庁（以下「社保庁」と略します。）の年金記録問題に端を発した厚生年金保険の被保険者原簿及び基金の加入員原簿の記録の整備に関しては、下記のとおり、関係法令が施行され、これに伴い行政当局から当該諸通知が発出されたところです。

これを受けて、当基金では社保庁の被保険者原簿と基金の加入員原簿の記録を突合せのうえ、当該記録を順次整備いたしているところです。

つきましては、事業主の皆様には、常日頃、適正な届出につきまして、多大なご尽力をいただいているところですが、このような事情をご賢察のうえ、下記の件につきまして、業務繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、一層のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

併せて、加入員の皆様にも、本件につきまして、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、当基金ホームページ（ウェブ）に、当該通達及び当基金の関係通知（お知らせ）を掲載いたしておりますので、本書と併せてご高覧くだされば幸甚に存じます。

記

1. 年金記録の突合事務に関する事務の取扱い

(1) 適用（加入員記録の管理）事務

①基金の設立事業所の役職員（厚生年金保険の被保険者）は、すべて基金の加入員となることから、厚生年金保険と基金双方の記録の整合性を図るため、厚生年金保険法第128条の届出を改めて周知するよう行政指導がありました。

万一、所定の手続きを経ても、なお適正な届出がされず、止むを得ない場合には、基金はホームページ等に公表のうえ、当局を通じて国会に報告する義務を課せられました。

②従前からの事業主の届出に加え、社会保険庁からの記録の訂正通知並びに加入員及び加入員であった者（以下「加入員等」という。）からの記録の訂正の申出に基づき、加入員原簿と突合せのうえ、必要に応じて所要の訂正を行い、事業主及び（事業主を通じ又は直接）加入員等に通知することとされました。

③加入員記録の突合せの結果記録不整合がある場合には、基金は事業主（又は加入員等）にご事情を照会いたし、必要に応じて、事業主（又は加入員等）から証拠書類等をご提出いただく場合があります。

(2) 給付（年金の裁改定又は一時金の裁定）事務

①加入員記録に不整合が生じた場合は、適正な記録であるか否か確認（必要に応じて、記録を

整備)いたすまでの間、裁定手続きを保留とし、標準処理期間(基金だより2009年3月号No.160中10頁参照)を超える場合があります。この場合は、予め当基金の担当者からご連絡いたします。

②既に裁定済の給付(年金又は一時金)であっても、加入員記録に不整合が判明した場合は、適正な記録であるか否か確認(必要に応じて、記録を整備)のうえ、原裁定(当初の裁定)を取り消しのうえ、再裁定する場合があります。この場合は、予め当基金の担当者からご連絡いたします。

2. 平成19年12月19日に施行された法令(抜粋)

◎厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)、同法施行令(平成19年政令第382号)、同法施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)

3. 発出された通達・通牒(抜粋)

- (1)厚生年金基金における加入員原簿の記録の適正な管理等について(平成19年10月9日、年発第1009001号厚生労働省年金局長通知)
- (2)「厚生年金基金の事業運営基準について(昭和41年11月30日年発第549号中、別紙「厚生年金基金の事務運営基準」)」の一部改正について(平成20年3月28日、年発第0328003号同局長通知、平成20年4月1日施行)
- (3)「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて(昭和42年3月28日年企発第20号中、別添『厚生年金基金事務取扱い準則』)」の一部改正について(平成20年3月28日、年企発第0328001号同局企業年金国民年金基金課長通知、平成20年4月1日施行)
- (4)厚生年金基金の加入員原簿等の記録の整備等に係る事務処理について(平成21年3月9日、年企発第0309001号同課長通知)
- (5)厚生年金基金加入員原簿の記録の整備等に係る事務処理について(平成21年3月30日、年企発第0330002号同課長通知)
- (6)通知(平成21年3月9日年企発第0309001号企国課長通知)の正誤について(平成21年4月16日、同課事務連絡)

4. 本件に関する通達等の当基金ウェブにおける掲載ページ(参考)

(1)[HOME](#) > [当基金の事業](#) > 広報のバックナンバー > (行政庁)通牒・通達

http://www.press-pf.com/work/member/back-number/back_number.html#tsuutatsu

(2)[HOME](#) > [当基金の事業](#) > 広報のバックナンバー > (基金)通知(お知らせ)集

http://www.press-pf.com/work/member/back-number/back_number.html#kknnotice

以上